

温室効果ガス削減計画

1 事業の概要

(1) 事業所の名称

福山市

(福山市ごみ固形燃料工場, 福山市民病院)

(2) 事業所の所在地

福山市東桜町3番5号

(福山市箕沖町107番地7, 福山市蔵王町五丁目23番1号)

(3) 業種

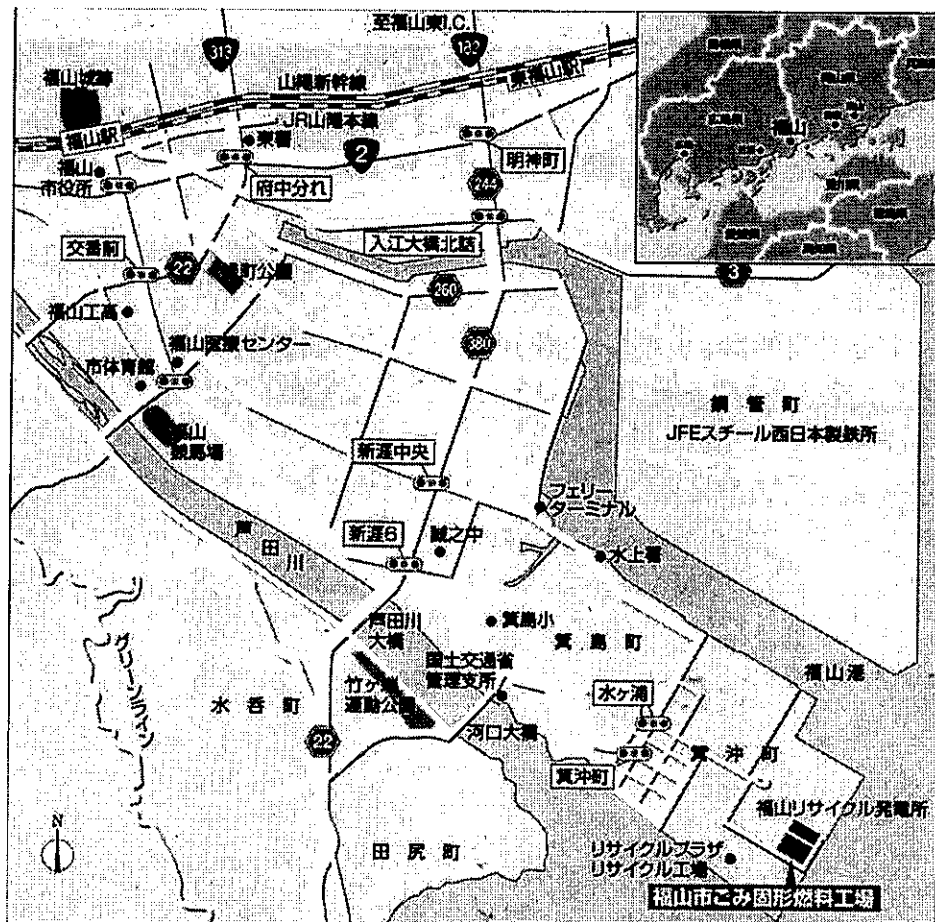
9821 市町村機関

(4) 従業員数

4,146人

(5) 事業所位置図

福山市ごみ固形燃料工場



2 計画の期間

基準年度は、2009年度（平成21年度）とし、計画の期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までとする。

3 計画の基本的な方向

福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第3期）（以下、「実行計画」という。）に基づき、市自らが事業者・消費者として、その事務及び事業の執行に際し、実行計画に基づき排出する温室効果ガスの排出抑制及び職員一人ひとりが、省エネルギー・省資源等の環境に配慮した率先行動に努め、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を図ります。

4 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算）

【温室効果ガス総排出量】

区 分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		
	平成2年度	基準年度 平成21年度	直近年度 平成23年度
福山市	—	135,083	134,309
(内数)福山市ごみ固形燃料工場	—	16,300	16,961
(内数)福山市民病院	—	7,370	8,263
合 計	—	135,083	134,309

5 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

2015年度（平成27年度）における温室効果ガスの総排出量を現状趨勢値（現状から特段の対策が行われなかった場合の値）から5%（基準年比1.9%）削減します。

【基準年度】 2009年度 (平成21年度) 排出量(t-CO ₂)	【目標年度】 2015年度(平成27年度)		削減目標			
	現状趨勢排出量 (t-CO ₂)	目標排出量 (t-CO ₂)	削減量(t-CO ₂)		削減率(%)	
			現状趨勢比	基準年度比	現状趨勢比	基準年度比
135,083	139,531	132,554	6,977	2,529	5	1.9

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目及び目標並びに具体的な取組み等

○ 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	電気、燃料等 エネルギー使用量	現状趨勢値（現状から特段の対策が行われなかった場合の値）から5%削減。	<p>(1) 電力を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な照明は、必ず消灯する。 ・ パソコン・プリンター等のOA機器の電源をこまめに切る。 ・ 最寄りの階へ（上下3階分）の移動は、階段利用を励行するとともに、エレベーター運転の一部休止等により、エレベーターの運転を削減する。 ・ 昼休みの節電一斉点検タイムを実施する。（コピー機の電源、コピー機の照明及び給湯室等の不要な照明を消灯するなど） ・ ノー残業デーやノー残業ウィークを推進する。 ・ ライトアップ照明の時間短縮、間引き消灯などを行う。 ・ 事務や通行に支障が出ない範囲での蛍光灯等の間引き消灯などを行う。 ・ 給湯器の運転時間を制限する。 <p>(2) 冷暖房を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季のクール・ビズ(COOL BIZ)及び冬季のウォーム・ビズ(WARM BIZ)を実践し、室内温度は冷房時28度、暖房時19度を目安に適切な温度管理に努める。 ・ 会議室等の冷暖房機器は、使用后必ず運転を停止する。 ・ 「緑のカーテン」の育成や扇風機・ブラインド等の活用により、冷房の効率が上がるような工夫をする。 <p>(3) 自動車を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正なタイヤ空気圧の維持など、適正な点検整備を行う。 ・ アイドリングストップや急発進・急加速を避け、経済速度を守ることなどにより、エコドライブを実践する。 ・ 近距離の移動については、自動車を使用せずに徒歩や公用自転車を利用する。 ・ 相乗りや公共交通機関の利用により、自動車の使用量を減らす。 ・ 走行ルートの合理化により無駄な燃料消費を抑制する。

※原単位で作成する場合は、数値目標欄の記載例中、「使用量」を「原単位」に適宜読み替えること

○ 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する取組み（環境価値の活用等）

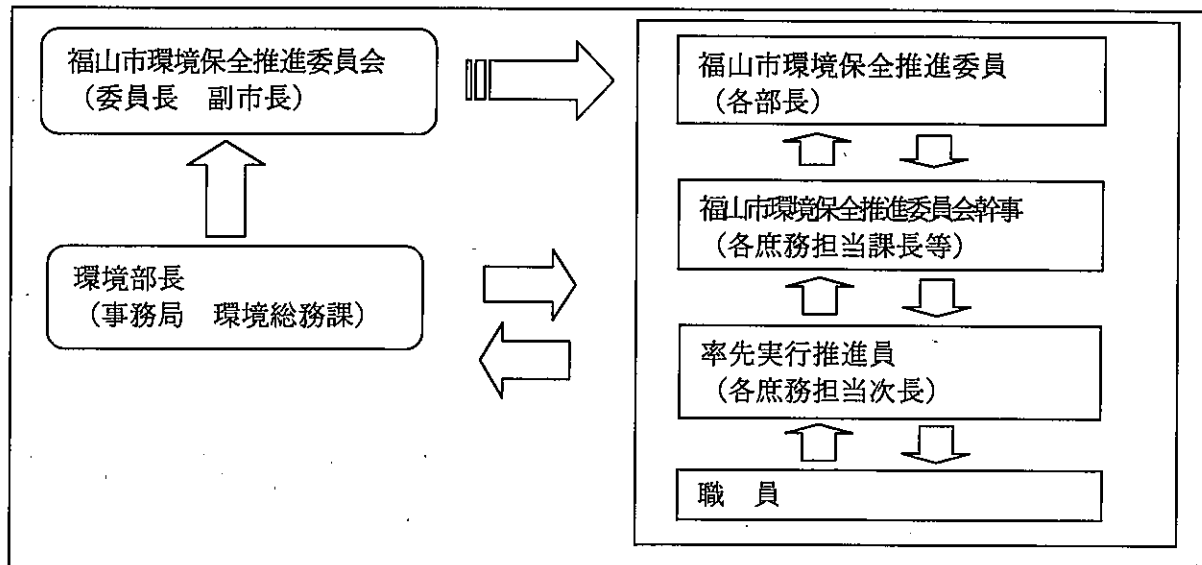
	種類	合計量
1	なし	
2		
3		

○ その他の取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	用紙類使用量 (A4換算)	基準年度から5%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンターやコピー機付近に、「裏面利用紙ボックス」を設置し、裏面利用に努める。 ・会議用、説明用資料などは、可能な限り1枚の用紙に収める。(縮小、統合機能の活用など) ・2ページ以上にわたる文書、資料のコピー及び印刷は両面使用を原則とする。 ・会議などにおける資料持ち帰り封筒は、原則として配付しない。 ・内部向けの手引き書や、解説書等については印刷部数を最小限にとどめる。 ・庁内LAN(電子メール、掲示板)などを活用する。 ・ミスコピーの発生を防止するため、コピー機は使用後必ずリセットする。
2	一般廃棄物排出量	基準年度から5%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り資源化を図り、廃棄物の減量に努める。 ・使用済み封筒を再利用する。 ・個人用のごみ箱を順次減らす。 ・用紙類については、「リサイクルペーパーボックス」等の設置により、再生可能な紙類を保管し、資源化を図る。 ・職場においてごみの分別を徹底し、資源化を図る。
3	一般廃棄物資源化率	65%に向上	<ul style="list-style-type: none"> ・びん、缶、金属類、紙類及びプラスチック類等の種類ごとの分別をより一層徹底する。 ・OA機器のトナーカートリッジなどは、製造業者に回収してもらい再利用に努める。 ・イントラ掲示板等により不用物品の他部署での再利用を図る。

7 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

(1) 推進・点検体制



(2) 実施状況の点検・評価

各課及び各施設のエネルギー等の消費量等については、定期的に事務局等に報告します。

① 福山市環境保全推進委員会は、全庁的な取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検・評価します。

また、点検・評価の結果に基づき、必要に応じて取組内容の改善等実行計画の見直しを行い、継続的な向上を図ります。

② 幹事は、推進委員及び各所属長等と調整のうえ、定期的に推進状況を把握するとともに、目標の達成に努めます。

③ 幹事は、把握した推進状況をもとに取組の問題点等について整理します。

④ 率先実行推進員は、実行計画の推進状況について、常に把握するよう努めます。

⑤ 事務局は、毎年度実行計画の全機関の取組状況や問題点等を把握し、必要に応じて検討等を行います。

(3) 計画の公表

実行計画の実施状況等を毎年点検し公表します。

(「福山の環境」、市ホームページ等に掲載)